

平成27年10月2日

教育委員会臨時會議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第47号 草津市立小・中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第48号 草津市立公民館条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めるこことについて
- 議第49号 草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めるこことについて

議第47号

草津市立小・中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見を
市長に申し出るにつき議決を求ることについて

上記の議案を提出する。

平成27年10月2日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立小・中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めるについて
草津市立小・中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市立小・中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

草津市立小・中学校の設置等に関する条例（昭和39年草津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

草津市立老子上小学校	草津市野路町517番地
------------	-------------

」を

草津市立老子上小学校	草津市野路町517番地
草津市立老子上西小学校	草津市矢橋町508番地1

」に

改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

草津市立小・中学校の設置等に関する条例（昭和39年草津市条例第19号）新旧対照表

改正後（案）	現行																		
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)																		
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																		
小学校の名称および位置	小学校の名称および位置																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>草津市立老上小学校</td><td>草津市野路町517番地</td></tr> <tr> <td>草津市立老上西小学校</td><td>草津市矢橋町508番地1</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	草津市立老上小学校	草津市野路町517番地	草津市立老上西小学校	草津市矢橋町508番地1	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>草津市立老上小学校</td><td>草津市野路町517番地</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	草津市立老上小学校	草津市野路町517番地	(略)	(略)
名称	位置																		
(略)	(略)																		
草津市立老上小学校	草津市野路町517番地																		
草津市立老上西小学校	草津市矢橋町508番地1																		
(略)	(略)																		
名称	位置																		
(略)	(略)																		
草津市立老上小学校	草津市野路町517番地																		
(略)	(略)																		
別表第2 (略)	別表第2 (略)																		
<u>付 則</u>																			
この条例は、平成28年4月1日から施行する。																			

議第48号

草津市立公民館条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき
議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成27年10月2日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立公民館条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出る
につき議決を求めることについて

草津市立公民館条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地
方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に
基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市立公民館条例の一部を改正する条例

草津市立公民館条例(昭和57年草津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

草津市立老上公民館	草津市野路町520番地	老上地区
-----------	-------------	------

」を

草津市立老上公民館	草津市野路町520番地	老上地区
草津市立老上西公民館	草津市矢橋町526番地1	老上西地区

」に

改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

草津市立公民館条例（昭和57年草津市条例第18号）新旧対照表

改正後（案）	改正前（現行）																																	
<p>付則（平成 年 月 日条例第 号）</p> <p><u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>																																		
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>対象区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>草津市立老上公民館</td><td>草津市野路町520番地</td><td>老上地区</td></tr> <tr> <td>草津市立老上西公民館</td><td>草津市矢橋町526番地</td><td>老上西地区</td></tr> <tr> <td></td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	対象区域	(略)	(略)	(略)	草津市立老上公民館	草津市野路町520番地	老上地区	草津市立老上西公民館	草津市矢橋町526番地	老上西地区		1		(略)	(略)	(略)	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>対象区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>草津市立老上公民館</td><td>草津市野路町520番地</td><td>老上地区</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	対象区域	(略)	(略)	(略)	草津市立老上公民館	草津市野路町520番地	老上地区				(略)	(略)	(略)
名称	位置	対象区域																																
(略)	(略)	(略)																																
草津市立老上公民館	草津市野路町520番地	老上地区																																
草津市立老上西公民館	草津市矢橋町526番地	老上西地区																																
	1																																	
(略)	(略)	(略)																																
名称	位置	対象区域																																
(略)	(略)	(略)																																
草津市立老上公民館	草津市野路町520番地	老上地区																																
(略)	(略)	(略)																																

議第49号

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき
議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成27年10月2日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出る
につき議決を求ることについて

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地
方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に
基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例

草津市立幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条表中「草津市立笠縫東幼稚園」を「草津市立笠縫東こども園」に改める。

第4条を次のように改める。

（入園資格）

第4条 第2条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）であつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたもの（以下「幼稚園型認定こども園」という。）に入園することができる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもとする。

2 幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）に入園することができる者は、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の事由があると認める者は、幼稚園に入園することができる。

第8条を第12条とし、第7条表中「笠縫東幼稚園」を「笠縫東こども園」に改め、同条を第11条とし、第6条中「総定数は、」の右に「3歳児においては40人、」を加え、「480人」を「470人」に、「560人」を「540人」に改め、同条を第10条とし、第5条を第9条とする。

第4条の次に次の4条を加える。

（入園の許可）

第5条 幼稚園に入園しようとする保護者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならぬ。

2 教育委員会は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

（入園の不許可）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、幼稚園の入園を許可しないことができる。

(1) 定員に空きがないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が入園を不適当と認める特別の事情があるとき。

(入園の許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、幼稚園に入園する者の保護者の申出による場合のほか、第5条第1項の規定による入園の許可に係る者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、または入園を制限することができる。

- (1) 第4条に規定する入園資格を有しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により入園の許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか教育委員会が当該入園する者に対して教育または保育を提供することが困難であると認めるとき。

2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、第5条第1項の規定による入園の許可を受けた保護者が入園の条件に違反したときは、その許可を取り消し、または入園を制限することができる。

(預かり保育)

第8条 教育委員会は、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもその他教育委員会が特別の事由があると認める者に対し、次に掲げる預かり保育（教育課程に係る教育時間の開始前および終了後ならびに幼稚園の学年始、夏季、冬季および学年末の休業日のうち教育委員会規則で定める日において、子どもの保護者の希望に応じて実施する保育をいう。）を教育委員会規則に定めるところにより実施する。

- (1) 常時利用預かり保育 年間または一定期間を通じて継続的に利用する見込みのある預かり保育
 - (2) 日単位利用預かり保育 一時的に利用できる預かり保育であって、月の利用日数が教育委員会規則で定める日数を超えない範囲のもの
- 2 前項に定める預かり保育の利用を希望する保護者は教育委員会規則に定めるところにより、教育委員会に申し込み、その承認を受けなければならない。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例												
第1条 (略) (名称および所在地)	第1条 (略) (名称および所在地)												
第2条 前条により設置する幼稚園の名称および所在地を次のとおり定める。 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>草津市立笠縫東こども園</td><td>草津市平井三丁目8番2号</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	草津市立笠縫東こども園	草津市平井三丁目8番2号	(略)	(略)	第2条 前条により設置する幼稚園の名称および所在地を次のとおり定める。 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>草津市立笠縫東幼稚園</td><td>草津市平井三丁目8番2号</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	草津市立笠縫東幼稚園	草津市平井三丁目8番2号	(略)	(略)
(略)	(略)												
草津市立笠縫東こども園	草津市平井三丁目8番2号												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
草津市立笠縫東幼稚園	草津市平井三丁目8番2号												
(略)	(略)												
第3条 (略) (入園資格)	第3条 (略) (就労支援型預かり保育)												
第4条 第2条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）であつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたもの（以下「幼稚園型認定こども園」という。）に入園することができる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもとする。	第4条 教育委員会は、幼稚園のうち教育委員会規則で定める園において、第1条の教育等として就労支援型預かり保育（教育課程に係る教育時間の開始前および終了後ならびに幼稚園の学年始、夏季、冬季および学年末の休業日のうち教育委員会規則で定める日において、保護者の就労状況その他の家庭の状況等を考慮して特に必要があると認められる子どもに対し、当該園児の保護者の希望に応じて実施する保育をいう。）を実施することができる。												
2 幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）に入園することができる者は、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもとする。													
3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の事由があると認める者は、幼稚園に入園することができる。 (入園の許可)													
第5条 幼稚園に入園しようとする保護者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。													
2 教育委員会は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。 (入園の不許可)													
第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、幼稚園の入園を許可しないことができる。 (1) 定員に空きがないとき。													

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p>(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が入園を不適当と認める特別の事情があるとき。 <u>(入園の許可の取消し等)</u></p> <p><u>第7条 教育委員会は、幼稚園に入園する者の保護者の申出による場合のほか、第5条第1項の規定による入園の許可に係る者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、または入園を制限することができる。</u></p> <p>(1) 第4条に規定する入園資格を有しなくなったとき。 (2) 偽りその他不正の手段により入園の許可を受けたとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか教育委員会が当該入園する者に対して教育または保育を提供することが困難であると認めるとき。</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、第5条第1項の規定による入園の許可を受けた保護者が入園の条件に違反したときは、その許可を取り消し、または入園を制限することができる。</u></p> <p><u>(預かり保育)</u></p> <p><u>第8条 教育委員会は、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもその他教育委員会が特別の事由があると認める者に対し、次に掲げる預かり保育（教育課程に係る教育時間の開始前および終了後ならびに幼稚園の学年始、夏季、冬季および学年末の休業日のうち教育委員会規則で定める日において、子どもの保護者の希望に応じて実施する保育をいう。）を教育委員会規則に定めるところにより実施する。</u></p> <p>(1) <u>常時利用預かり保育 年間または一定期間を通じて継続的に利用する見込みのある預かり保育</u> (2) <u>日単位利用預かり保育 一時的に利用できる預かり保育であつて、月の利用日数が教育委員会規則で定める日数を超えない範囲のもの</u></p> <p><u>2 前項に定める預かり保育の利用を希望する保護者は教育委員会規則に定めるところにより、教育委員会に申し込み、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>第9条 (略)</u> <u>(定数)</u></p>	
	<p><u>第5条 (略)</u> <u>(定数)</u></p>

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第10条 幼稚園の園児の総定数は、3歳児においては40人、4歳児においては470人、5歳児においては540人とする。	第6条 幼稚園の園児の総定数は、4歳児においては <u>480</u> 人、5歳児においては <u>560</u> 人とする。
2 (略) (開設の時期)	2 (略) (開設の時期)
第11条 幼稚園の開設の時期は、次のとおりとする。	第7条 幼稚園の開設の時期は、次のとおりとする。
(略)	(略)
笠縫東こども園	笠縫東幼稚園
(略)	(略)
第12条 (略) 付 則	第8条 (略)
この条例は、平成28年4月1日から施行する。	



平成27年10月2日

教育委員会臨時会報告書

草津市教育委員会

報告事項

(1) 草津市就労支援型預かり保育の実施に関する費用徴収条例の全部改正について

草津市預かり保育および延長保育の実施に関する費用徴収条例

草津市就労支援型預かり保育の実施に関する費用徴収条例(平成26年草津市条例第39号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、市立幼稚園(草津市立幼稚園条例(昭和30年草津市条例第22号。以下「幼稚園条例」という。)第4条第1項の幼稚園型認定こども園(以下「市立幼稚園型認定こども園」という。)を含む。以下同じ。)、市立保育所および市立幼保連携型認定こども園において幼稚園条例第8条第1項および草津市幼保連携型認定こども園条例(平成27年草津市条例第1号。以下「認定こども園条例」という。)第8条第1項の預かり保育(以下「預かり保育」という。)の保育料ならびに草津市保育所条例(昭和46年草津市条例第8号。以下「保育所条例」という。)第7条第1項および認定こども園条例第9条第1項の延長保育(以下「延長保育」という。)の保育料について、それぞれ該当する保育を利用する子どもの保護者から徴収することについて必要な事項を定めるものとする。

(預かり保育料の徴収)

第2条 市長は、市立幼稚園または市立幼保連携型認定こども園で預かり保育を実施したときは、当該預かり保育を利用する子どもの保護者から預かり保育料を徴収する。

(延長保育料の徴収)

第3条 市長は、市立保育所または市立幼保連携型認定こども園で延長保育を実施したときは、当該延長保育を受ける子どもの保護者から延長保育料を徴収する。

(預かり保育料)

第4条 幼稚園条例第8条第1項第1号の常時利用預かり保育の保育料は、月額8,000円とする。

2 幼稚園条例第8条第1項第2号の日単位利用預かり保育(市立幼稚園型認定こども園を除く幼稚園において実施される預かり保育に限る。)の保育料は、次の表の利用日における利用時間帯に応じて預かり保育料の額の欄に定める額の合計額とする。

利用日	利用時間帯	日単位利用預かり保育の保育料の額
学校教育法第25条の教育課程の実施日	教育課程に係る教育時間終了後から16時30分まで	日額250円
学校教育法第25条の教育課程の実施日以外の日であって教育委員会規則で定める日	8時から14時30分まで	日額750円
	14時30分から16時30分まで	日額250円

3 幼稚園条例第8条第1項第2号の日単位利用預かり保育(市立幼稚園型認定こども園において実施される預かり保育に限る。)および認定こども園条例第8条第1項の日単位利用預かり保育の保育料は、次の表の利用日における利用時間帯に応じて預かり保育料の額の欄に定める額の合計額とする。

利用日	利用時間帯	日単位利用預かり保育の保育料の額
学校教育法第25条の教育課程の実施日	教育課程に係る教育時間終了後から16時30分まで	日額350円
学校教育法第25条の教育課程の実施日以外の日であって教育委員会規則で定める日	8時から14時30分まで	日額750円
	14時30分から16時30分まで	日額350円

(延長保育料)

第5条 保育所条例第7条第1項および認定こども園条例第9条第1項の延長保育の保育料は、次の表の利用時間帯に応じて延長保育料の額の欄に定める額の合計額とする。

利用時間帯	延長保育の保育料の額
16時30分から17時15分まで	月額2,000円（1月の利用回数が10回以下のは、1回当たり150円）
17時15分から18時15分まで	月額2,000円（1月の利用回数が10回以下のは、1回当たり150円）
18時15分から19時00分まで	月額2,500円（1月の利用回数が10回以下のは、1回当たり200円）

(預かり保育料または延長保育料の納付)

第6条 預かり保育または延長保育を利用する子どもの保護者は、預かり保育の保育料または延長保育の保育料を指定された納期限までに納付しなければならない。

(預かり保育料の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の常時利用預かり保育の保育料を減額し、または免除することができる。

- (1) 第4条第1項の常時利用預かり保育を利用する子どもの属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。
- (2) 第4条第1項の常時利用預かり保育を利用する子どもの属する世帯が市町村民税所得割非課税世帯であるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害その他特別な理由があると認めるとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長および教育委員会が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成28年度の幼稚園条例第8条第1項第1号の常時利用預かり保育の保育料は、改正後の草津市預かり保育および延長保育の実施にかかる費用徴収条例第4条第1項の規定にかかわらず、月額7,000円とする。

2 平成28年度の幼稚園条例第8条第1項第2号の日単位利用預かり保育（市立幼稚園型認定こども園を除く幼稚園において実施される預かり保育に限る。）の保育料は、改正後の草津市預かり保育および延長保育の実施にかかる費用徴収条例第4条第2項の規定にかかわらず、次の表の利用日における利用時間帯に応じて預かり保育料の額の欄に定める額の合計額とする。

利用日	利用時間帯	日単位利用預かり保育の保育料の額
学校教育法第25条の教育課程の実施日	教育課程に係る教育時間終了後から16時30分まで	日額200円
学校教育法第25条の教育課程の実施日以外の日であって教育委員会規則で定める日	8時から14時30分まで	日額500円
	14時30分から16時30分まで	日額200円

3 平成28年度の幼稚園条例第8条第1項第2号の日単位利用預かり保育（市立幼稚

園型認定こども園において実施される預かり保育に限る。)および認定こども園条例第8条第1項の日単位利用預かり保育の保育料は、改正後の草津市預かり保育および延長保育の実施にかかる費用徴収条例第4条第3項の規定にかかわらず、次の表の利用日における利用時間帯に応じて預かり保育料の額の欄に定める額の合計額とする。

利用日	利用時間帯	日単位利用預かり保育の保育料の額
学校教育法第25条の教育課程の実施日	教育課程に係る教育時間終了後から16時30分まで	日額300円
学校教育法第25条の教育課程の実施日以外の日であって教育委員会規則で定める日	8時から14時30分まで	日額500円
	14時30分から16時30分まで	日額300円

第3条 平成29年度の幼稚園条例第8条第1項第1号の常時利用預かり保育の保育料は、改正後の草津市預かり保育および延長保育の実施にかかる費用徴収条例第4条第1項の規定にかかわらず、月額7,500円とする。

2 平成29年度の幼稚園条例第8条第1項第2号の日単位利用預かり保育(市立幼稚園型認定こども園を除く幼稚園において実施される預かり保育に限る。)の保育料は、改正後の草津市預かり保育および延長保育の実施にかかる費用徴収条例第4条第2項の規定にかかわらず、次の表の利用日における利用時間帯に応じて預かり保育料の額の欄に定める額の合計額とする。

利用日	利用時間帯	日単位利用預かり保育の保育料の額
学校教育法第25条の教育課程の実施日	教育課程に係る教育時間終了後から16時30分まで	日額200円
学校教育法第25条の教育課程の実施日以外の日であって教育委員会規則で定める日	8時から14時30分まで	日額600円
	14時30分から16時30分まで	日額200円

3 平成29年度の幼稚園条例第8条第1項第2号の日単位利用預かり保育(市立幼稚園型認定こども園において実施される預かり保育に限る。)および認定こども園条例第8条第1項の日単位利用預かり保育の保育料は、改正後の草津市預かり保育および延長保育の実施にかかる費用徴収条例第4条第3項の規定にかかわらず、次の表の利用日における利用時間帯に応じて預かり保育料の額の欄に定める額の合計額とする。

利用日	利用時間帯	日単位利用預かり保育の保育料の額
学校教育法第25条の教育課程の実施日	教育課程に係る教育時間終了後から16時30分まで	日額300円
学校教育法第25条の教育課程の実施日以外の日であって教育委員会規則で定める日	8時から14時30分まで	日額600円
	14時30分から16時30分まで	日額300円

平成27年10月2日

教育委員会臨時會議案書（追加）

草津市教育委員会

付議事項

議第50号 平成26年度草津市歳入歳出決算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めるについて

議第 50 号

平成 26 年度草津市歳入歳出決算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求める
ことについて

上記の議案を提出する。

平成 27 年 10 月 2 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

平成 26 年度草津市歳入歳出決算に対する意見を市長に申し出るにつき議
決を求めるについて

平成 26 年度草津市歳入歳出決算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行
政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定に基づき、
本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

平成26年度歳入歳出決算

(教育委員会分)

平成27年10月2日開催 教育委員会資料

平成 26 年度 会 計 別 決 算 の 概 要

(単位:千円)

区分 会計別	歳 入										歳 出								歳入歳出 差引残額 (C-F)		
	予 算 額				調定額	収入済額	不 納	收 入	予算額に対する収入済額の増減	予 算 額				支 出	翌年度	不 用 額					
	当 初	補 正	継続費及び 繰越事業費 繰越財源 充 当 額	計						(A)	(B)	(C)	(D)	(B-C-D)	(C-A)	(E)	(F)	(G)			
一般会計	44,100,000	6,806	1,573,403	45,680,209	45,874,858	44,053,298	117,456	1,704,103	△ 1,626,911	44,100,000	6,806	1,573,403	45,680,209	43,540,213	899,689	1,240,307	513,085	(86,161)			
国民健康保険事業	11,292,000	336,018	0	11,628,018	12,756,684	11,770,112	156,115	830,457	142,094	11,292,000	336,018	0	11,628,018	11,341,126	0	286,892	428,986				
特 别 別 会	財政区分	200,300	△ 39,804	0	160,496	159,715	159,715	0	0	△ 781	200,300	△ 39,804	0	160,496	159,715	0	781	0			
学校給食センター	581,400	△ 1,993	0	579,407	568,344	567,857	175	312	△ 11,550	581,400	△ 1,993	0	579,407	567,814	0	11,503	43				
駐車場事業	183,600	0	0	183,600	176,189	176,189	0	0	△ 7,411	183,600	0	0	183,600	176,189	0	7,411	0				
介護保険事業	(保険事業勘定)	6,525,400	145,056	0	6,670,456	6,591,801	6,554,430	8,457	28,914	△ 116,026	6,525,400	145,056	0	6,670,456	6,484,701	0	185,755	69,729			
介護保険事業	(介護事業勘定)	35,600	2,659	0	38,259	37,573	37,573	0	0	△ 686	35,600	2,659	0	38,259	34,674	0	3,585	2,899			
後期高齢者医療	1,087,800	15,802	0	1,103,602	1,097,075	1,089,680	385	7,010	△ 13,922	1,087,800	15,802	0	1,103,602	1,083,430	0	20,172	6,250				
合 计	64,006,100	464,544	1,573,403	66,044,047	67,262,239	64,408,854	282,588	2,570,796	△ 1,635,193	64,006,100	464,544	1,573,403	66,044,047	63,387,862	899,689	1,756,496	1,020,992	(86,161)			

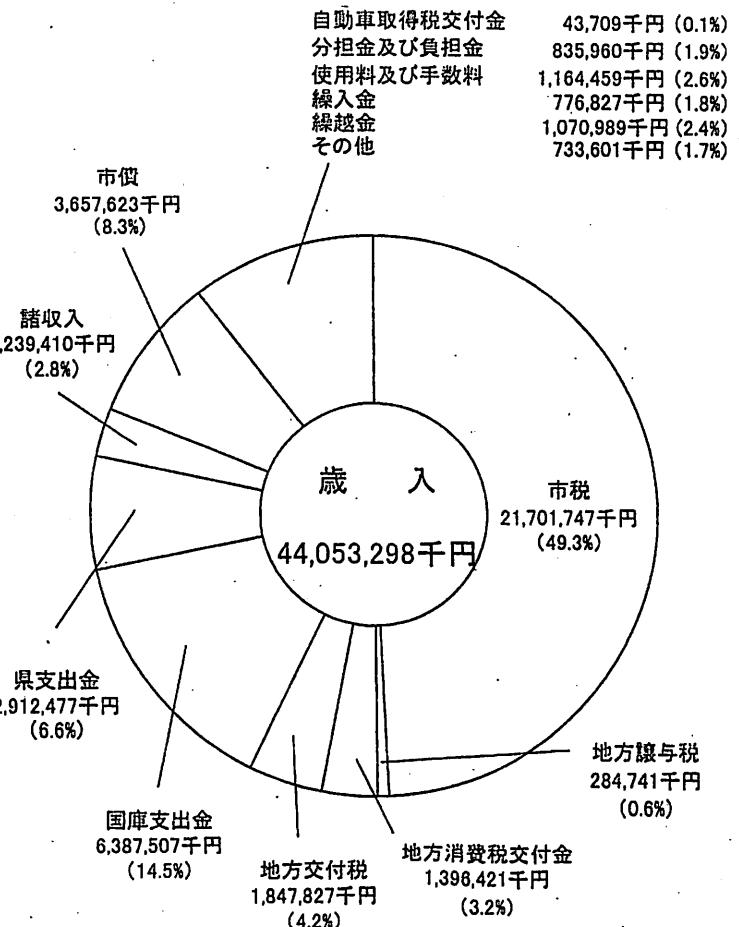
()内は繰越財源額

平成26年度一般会計決算の概要

1. 岁入

款 別	予算額 (A)	決 算 額 (B)	差引過不足額 (B-A)		収入率 (B/A)
			構成比		
1. 市税	21,527,902	21,701,747	49.3	173,845	100.8
2. 地方譲与税	284,000	284,741	0.6	741	100.3
3. 利子割交付金	41,000	40,440	0.1	△ 560	98.6
4. 配当割交付金	69,000	136,735	0.3	67,735	198.2
5. 株式等譲渡所得割交付金	12,000	87,424	0.2	75,424	728.5
6. 地方消費税交付金	1,425,000	1,396,421	3.2	△ 28,579	98.0
7. 自動車取得税交付金	40,000	43,709	0.1	3,709	109.3
8. 地方特例交付金	115,924	115,924	0.3	0	100.0
9. 地方交付税	1,854,590	1,847,827	4.2	△ 6,763	99.6
10. 交通安全対策特別交付金	23,028	19,519	0.0	△ 3,509	84.8
11. 分担金及び負担金	787,087	835,960	1.9	48,873	106.2
12. 使用料及び手数料	1,161,522	1,164,459	2.6	2,937	100.3
13. 国庫支出金	6,839,037	6,387,507	14.5	△ 451,530	93.4
14. 県支出金	3,105,979	2,912,477	6.6	△ 193,502	93.8
15. 財産収入	213,595	212,128	0.5	△ 1,467	99.3
16. 寄付金	150,100	121,431	0.3	△ 28,669	80.9
17. 繰入金	1,858,971	776,827	1.8	△ 1,082,144	41.8
18. 繰越金	1,070,988	1,070,989	2.4	1	100.0
19. 諸収入	1,254,163	1,239,410	2.8	△ 14,753	98.8
20. 市債	3,846,323	3,657,623	8.3	△ 188,700	95.1
合 計	45,680,209	44,053,298	100.0	△ 1,626,911	96.4

(単位:千円・%)

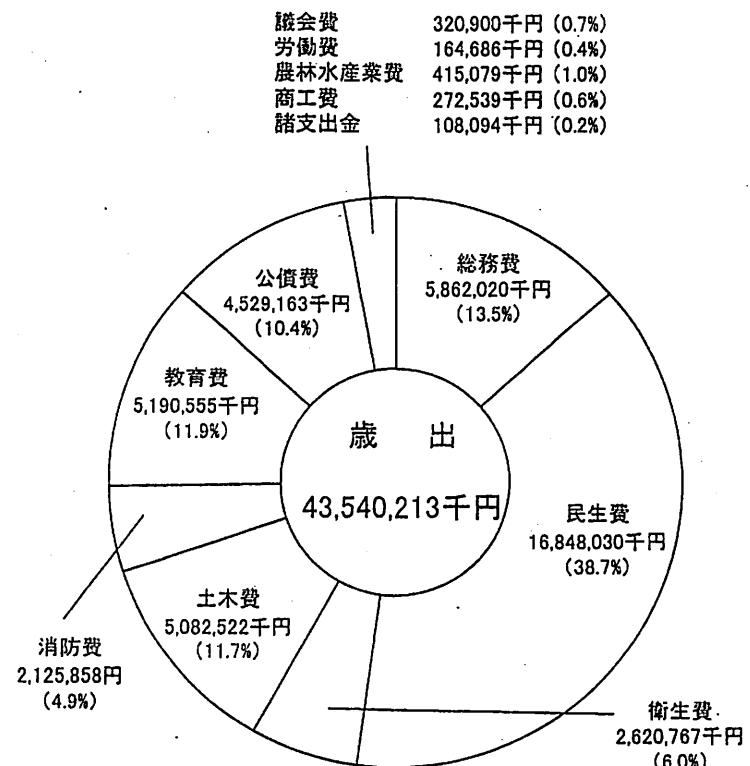


2. 岁出

(単位:千円・%)

款 別	予算額 (C)	決 算 額 (D)	不 用 額		執 行 率 (D/C)
			構成比	(C-D)	
1. 議会費	326,093	320,900	0.7	5,193	98.4
2. 総務費	6,128,116	5,862,020	13.5	(15,000) 266,096	95.7
3. 民生費	17,193,648	16,848,030	38.7	(13,451) 345,618	98.0
4. 衛生費	2,771,282	2,620,767	6.0	150,515	94.6
5. 労働費	172,322	164,686	0.4	7,636	95.6
6. 農林水産業費	437,148	415,079	1.0	22,069	95.0
7. 商工費	388,513	272,539	0.6	(111,854) 115,974	70.1
8. 土木費	5,924,092	5,082,522	11.7	(696,718) 841,570	85.8
9. 消防費	2,154,276	2,125,858	4.9	28,418	98.7
10. 教育費	5,463,158	5,190,555	11.9	(62,666) 272,603	95.0
11. 公債費	4,531,810	4,529,163	10.4	2,647	99.9
12. 諸支出金	160,000	108,094	0.2	51,906	67.6
13. 予備費	29,751	0	0.0	29,751	0.0
合 計	45,680,209	43,540,213	100.0	(899,689) 2,139,996	95.3

()内は翌年度繰越額



10 教育費	科 目 (千 円)	事 業 名	予 算 額 (千 円)	決 算 額 (千 円)	左の財源内訳	執行率
1 教育総務費		委員会運営費 (教育総務課)	2,780	2,300	— 2,300	82.7%
1 教育委員会費		[教育]				
(予算額)	2,780					
(決算額)	2,300					
2 事務局費		職員費 (職員課)	263,242	262,755	— 262,755	99.8%
(予算額)	314,775					
(決算額)	310,047					
		事務局運営費 (教育総務課) (学校政策推進課)	51,533	47,292	— 47,292	91.8%
		[教育]				
3 教育指導費		通学区域審議会運営費 (学校教育課)	261	110	— 110	42.1%
(予算額)	281,788					
(決算額)	273,881	[教育]				
		障害児就学指導委員会 運営費 (学校教育課)	352	181	— 181	51.4%
		[教育]				
		展覧会等開催費 (学校政策推進課)	429	370	— 370	86.2%
		[教育]				
		教育研究活動推進費 (学校教育課) (学校政策推進課)	14,437	14,386	県 1,500 — 12,886	99.6%
		[教育]				

事業の成果	施策評価に基づく	
	成果達成度	施策番号
地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の適正な運営に努めた結果、主体的かつ積極的な教育行政の推進を図ることができました。		
◆教育委員会運営費 ◇委員報酬 ◇教育委員会運営費	2,300 千円 2,113 千円 187 千円	—
職員27人 ◆一般職員費(事務局費)	262,755 千円	—
教育委員会事務局内における臨時・嘱託職員の雇用や教育ネットワークの管理等の事務支援を行った結果、事務局各機関の円滑な運営を図ることができました。また、計画策定から5年が経過した「草津市教育振興基本計画」の見直しを行った結果、新たに、平成27年度を初年度として今後5年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにした「草津市教育振興基本計画(第2期)」を策定することができました。		
◆教育委員会事務局運営費 ◇嘱託・臨時職員等雇用費 ◇教育ネットワーク諸経費 (直) ◇教育振興基本計画(第2期)策定費 ◇事務局運営諸費	47,292 千円 18人 37,561 千円 1,961 千円 3,510 千円 4,260 千円	—
老上小学校分離新設に伴い、通学区域審議会を1回開催しました。その結果、適正に通学区域を設定することができました。		
◆通学区域管理事務費	110 千円	—
個々の特別な配慮の必要な児童生徒とその保護者を対象に、専門機関、専門家と連携しつつ就学相談を行った結果、個々の教育的ニーズに応じた適正な学びの場を教示するとともに、教育課程の改善をすすめることができました。		
◆障害児就学指導委員会運営費	181 千円	—
美術作品や科学研究作品に触れる機会を提供し、豊かな心の醸成を図るため、各種の展覧会事業を実施しました。その結果、児童・生徒の美術や科学に対する関心を高めるとともに、図画工作科(美術科)や理科の教育、学習の充実に生かすことができました。		
◆青少年美術展覧会開催費 ◆科学発表展覧会開催費	345 千円 25 千円	— —
市内各小中学校に対し、研究指定、各種活動推進の支援と助成を行った結果、児童生徒の豊かな感性、確かな学力の育成を図ることができました。		
◆教育研究推進費 ◇道徳教育総合支援事業	1,500 千円 1,500 千円	—
推進地域として指定を受けた草津市内全小中学校が道徳教育に関する多様な取組を行い、その成果を保護者や地域に発信した結果、学習指導要領に基づいた道徳教育の質の向上とその一層の充実を図ることができました。下記のように児童生徒の意識や行動に改善が見られるなど、成果をあげることができました。 (指定校 高穂中生徒の1年間の変容) 「道徳の時間の勉強はためになる」76%→80%、「人の気持ちが分かる人間になりたい」90%→96%、 「人には親切にしたい」96%→98% (指定校 矢倉小児童の1年間の変容) 「道徳の時間の勉強はためになる」94.1%→95.7%、「人の気持ちが分かる人間になりたい」99.4%→100%、 「人には親切にしたい」100%→100%		
◆子ども読書活動推進費 ◇学校図書館運営支援費 市内全ての小中学校に司書と、市内巡回指導員を1名配置しました。 ◇学校図書館運営サポーター配置費 市内全ての小中学校に、図書館運営サポーターを配置しました。	12,886 千円 10,935 千円 1,951 千円	○ 3-01-①

10 教育費	事業名	予算額 (千円)	決算額 (千円)	左の財源内訳	執行率
科目 (千円)					
	教職員研修費 (学校教育課) (学校政策推進課) [教育]	144	108	— 108	75.0%
	生徒指導推進費 (学校教育課) [教育]	36,936	34,988	県 157 — 34,831	94.7%
	体験学習推進費 (学校政策推進課) [教育]	2,827	2,826	県 2,577 — 249	100.0%
	管理運営指導費 (学校教育課) [教育]	17,374	16,330	県 19 — 16,311	94.0%
	(前年度繰越額)	3,680	3,680	越 3,680	100.0%
	地域協働校推進費 (生涯学習課) [教育]	4,958	4,877	— 4,877	98.4%

事業の成果	施策評価に基づく	
	成果達成度	施策番号
<p>教員の資質向上と本市教育の充実発展を目指して各種研修会を実施しました。その結果、学校経営の充実改善や教科等の指導力の向上を図ることができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆教職員研修費 108 千円 ◇学校経営管理研修 36 千円 ◇教科等部会別研修会 72 千円 	○	3-01-②
<p>生徒指導上の問題解決に向けて、各中学校に生徒指導主事加配教員を2名配置しました。その結果、生徒指導主事が迅速に問題行動事案に対処することができ、有用な関係機関連携を図ることができました。また、小学校2校にスクーリング・ケアセンターを配置しました。その結果、不登校児童が安心して別室登校をしたり、児童のアセスメントとプランニングに基づいた学習支援や生活支援を行うことができました。</p> <p>各学校で学校問題対策委員会を開催し、スーパーバイザーに参加していただき、アドバイス・助言をいただきました。その結果、学校体制や児童生徒対応、保護者対応を迅速に進めることができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中学校生徒指導主事活動推進費 33,388 千円 中学校市費負担教職員 12人 ◆生徒指導推進事務費 430 千円 (重) ◇いじめ防止対策推進費 392 千円 ◆学校支援対策推進費 1,170 千円 スクーリング・ケアセンター派遣事業 2人 グレードアップ連絡会 2人 	○	3-03-①
<p>体験学習を通じて豊かな心を培い、人間性や感受性の豊かな児童生徒の育成に努めました。その結果、中学生チャレンジウィーク事業では、生徒が働くことの尊さを実感し、自分の役割や将来の生き方について考えることができます。また、森林環境学習「やまのこ」事業では、児童が森林への理解と関心を深め、人と豊かにかかわる力を育むことができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆体験実践活動推進費 2,826 千円 ◇中学生チャレンジウィーク事業費 990 千円 ◇森林環境学習「やまのこ」事業費 1,836 千円 	-	
<p>特別支援教育や外国人児童生徒への教育相談などの充実に向けて取り組みました。その結果、特別な配慮を要する児童生徒への細やかな支援や、外国人児童生徒に対する翻訳や通訳などの手厚い支援ができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆学校運営支援費 2,075 千円 ◆特別支援教育推進費 13,886 千円 ◇ことばの教室運営費 12,985 千円 ◇特別支援教育事業関係費 901 千円 ◆外国人児童生徒教育支援費 369 千円 	-	3-03-③
<ul style="list-style-type: none"> ◆特別支援教育推進費 3,680 千円 ◇特別支援教育事業関係費 3,680 千円 	○	3-03-③
<p>学校・家庭・地域が連携を図りながら、子どもと大人の学び合いによる地域学習社会を構築するための事業を委託実施しました。その結果、地域学習など「人・もの・地域」との出会いを大切にした子どもも大人もともに学ぶ事業を展開することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域協働校推進費 4,877 千円 ◇小学校地域協働校推進事業(13小学校) 3,205 千円 ◇中学校地域協働校推進事業(6中学校) 1,480 千円 	○	4-01-③

10 教育費		科 目 (千 円)	事 業 名	予 算 額 (千 円)	決 算 額 (千 円)	左の財源内訳	執行率
4 同和教育指導費	(予算額) 230,368		学力向上推進費 (学校教育課) (学校政策推進課) [教育]	179,744	175,843	国 842 県 1,991 賃 185 — 172,825	97.8%
	(決算額) 226,699		学事管理運営費 (学校教育課) [教育]	20,646	20,189	県 32 — 20,157	97.8%
			職員費 (職員課)	177,862	177,717	県 6,150 — 171,567	99.9%
			同和教育振興費 (学校教育課) [教育]	1,216	504	— 504	41.4%
			同和教育指導推進費 (学校教育課) [教育]	51,290	48,478	国 7,699 県 460 債 13,800 — 26,519	94.5%

事業の成果	施策評価に基づく					
	成果達成度	施策番号				
<p>児童生徒が基礎学力を確実に身につけられるよう、検定事業を実施するとともに、各校が独自に学力向上の取組を進めました。また、市内全小中学校に英語教育にかかる指導助手を配置しました。その結果、授業の充実を図ることができました。</p> <p>理科教育の推進を図るため、市内全6中学校に23名のアシスタントを配置しました。その結果、各校における理科教材が充実するとともに、学習環境の整備や生徒への学習支援を行うことができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆学力向上重点事業推進費 28,170 千円 ◆英語力向上事業 14,922 千円 ◆理科観察実験アシスタント事業 2,528 千円 <p>理科観察実験アシスタント事業では、理科室・準備室の整理整頓、教師とアシスタントとの共同による予備実験や観察準備が行われました。成果として、実験器具の準備や後片付けが円滑にでき、実験・観察の時間を充実させることができました。事業実施前と実施後に行ったアンケート(4段階評価で4が最高点)で、「理科室の掲示物や実物展示などの充実」の項目では、教師の評価が2.66→3.66、生徒の評価が3.19→3.43となりました。また、「実験観察の準備や後片付け」の項目では、教師の評価が2.33→3.28、生徒の評価が3.19→3.43となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆検定事業推進費 6,853 千円 ◆子どもの思考力育成事業 3,867 千円 <p>市内13小学校の5年生を対象に、家庭学習プリントによる添削指導を行い、子どもたちの思考力育成に取り組みました。その結果、全国学力・学習状況調査での記述式問題等において、無回答での提出の割合が大幅に減少しました。</p> <p>全国学力・学習状況調査(小学校)における無回答の割合 H25⇒H26</p> <table border="0"> <tr> <td>国語A 12.3%⇒1.7%</td> <td>国語B 15.2%⇒8.1%</td> </tr> <tr> <td>算数A 2.1%⇒0.7%</td> <td>算数B 7.4%⇒3.1%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ◆学びの教室開催費 3,041 千円 <p>土曜日に、子どもの安全な居場所を確保するとともに子どもたちの表現力の向上や学習意欲の向上をめざして、参加を希望する市内小学校6年生39名および中学生27名が人権センターと市民交流プラザの2会場に分かれ、作文教室(15回)や英語教室・環境学習教室等の様々な体験学習(10回)に年間25回取り組みました。参加者へのアンケート結果では、参加者の94%が「作文力がアップした」と回答しました。また、「参加させてよかったと感じている」保護者は93%と、高い満足度が得られました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆学校改革推進費 2,780 千円 ◆各界トップのスペシャル授業in草津 517 千円 ◆学校教育バイオニアスクールぐさつ推進事業 2,263 千円 ◆学校教育支援教員配置費 22人 62,272 千円 ○ 3-03-① ◆小中学校市費負担教職員 小学校市費負担教職員 1人 4,162 千円 ○ 3-01-① ◆教科担任制加配教員配置費 小学校市費負担教職員 15人 18,050 千円 ◆大規模中学校加配教員配置費 中学校市費負担教職員 2人 2,411 千円 ◆学校すこやかサポート支援員配置費 72人 54,957 千円 ○ 3-03-③ 	国語A 12.3%⇒1.7%	国語B 15.2%⇒8.1%	算数A 2.1%⇒0.7%	算数B 7.4%⇒3.1%	-	
国語A 12.3%⇒1.7%	国語B 15.2%⇒8.1%					
算数A 2.1%⇒0.7%	算数B 7.4%⇒3.1%					
<p>市立中学校の文化部活動やバス通学の児童に対して補助金を交付し、その結果、教育の充実に資することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中学校文化部活動推進費 585 千円 ◆学校運営支援費 9,002 千円 ◆学校基本調査費 32 千円 ◆児童通学支援費 2,110 千円 ◆地域交流拠点施設整備費補助金 8,460 千円 	-					
<p>職員16人</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一般職員費(同和教育指導費) 177,717 千円 	-					
<p>同和地区の青少年の進学を奨励し、教育機会の保障および将来の部落解放の担い手となる青少年の育成に努めるため、修学援助資金の給付を行いました。その結果今年度は4名が卒業しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆修学援助資金給付費 大学生等 7人 504 千円 	-					
<p>自主活動事業の運営や教育集会所の耐震補強工事等を実施した結果、同和地区児童・生徒の部落解放のための意欲および実践力を養うための児童・生徒の学習活動の促進と学習環境の整備、ならびに生活様態の向上を図ることができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆賛学生友の会活動費 183 千円 ◆自主活動学級開設費 6,211 千円 ◆同和教育指導推進事務費 41,619 千円 ◆教育集会所耐震補強工事、実施設計業務等 41,619 千円 ◆人権教育推進費 460 千円 ◆子ども輝き人権教育推進事業(県委託) 460 千円 	-					

10 教育費		科 目 (千 円)	事 業 名	予 算 額 (千 円)	決 算 額 (千 円)	左の財源内訳	執行率
5 教育研究所費		教育研究所運営費 (学校教育課) (学校政策推進課) [教育]		86,723	82,732	使 諸 8 一 1,068 81,656	95.4%
2 小学校費	1 学校管理費	小学校管理運営費 (教育総務課) (学校政策推進課) [教育]		50,288	49,177	一 49,177	97.8%
	1 学校施設維持管理費	小学校施設維持管理費 (教育総務課) [教育]		283,206	260,295	諸 諸 72 一 260,223	91.9%

事業の成果	施策評価に基づく	
	成果達成度	施策番号
<p>青少年の不登校問題の解決のため、「やまびこ教育相談室」を運営しました。また、教育研究所に学校問題サポートチームを設置し、小中学校からの相談に応じ、問題解決に向けた指導・助言を行いました。その結果、状況の改善が見られました。</p> <p>やまびこ教育相談室 平成26年度年間合計件数765件 学校問題サポートチーム ケース会議58回 検討ケース数42件でその95%が状況の改善が見られました。</p> <p>◆やまびこ教育相談室運営費 3,348 千円 ◆学校問題サポートチーム運営費 2,193 千円</p> <p>市内校園の教育課程に基づいて、基礎的研究を行いました。その結果、教育課題を解決する糸口をつかむことができました。</p> <p>◆講座開設費 253 千円 ◆教育調査研究費 1,467 千円 ◆教育研究所運営事務費 13,500 千円</p> <p>教職員の資質向上のため、スキルアップアドバイザーを配置し、教職員の授業指導力の向上と育成を行いました。その結果、教育者としての基礎的な技能を向上させることができました。 夏期研修講座として全11講座を開催しました。延べ1,165名の参加者があり、96%の参加者が「満足」とアンケートに答えていました。</p> <p>◆スキルアップアドバイザー配置費 8,314 千円 学校訪問回数 314回 支援者のべ数 831人</p> <p>(重) ◆学校ICT推進費 53,657 千円</p> <p>小学校及び小中学校の特別支援学級に約3,200台(3学級ごとに35台の割合)のタブレット型コンピュータを導入し、ICTを活用した効果的な授業実践に取り組みました。その結果、小学生を対象としたアンケートでは、タブレットPCを使った授業は「よくわかる」「楽しい」と回答した児童の割合が90%を超えたほか、情報活用能力に関する質問でも全ての項目で、タブレットPCの導入前後で数値が大きく上昇しており、子どもたちの学習意欲の向上やスキル習得に大きな効果が得られました。</p> <p>文部科学省「ICTを活用した教育の推進に資する実証事業」 研究指定(校)…渋川小学校、志津小学校、教育研究所 総務省「クラウド等の最先端情報通信技術を活用した学習・教育システムに関する実証事業」 検証協力校 …草津小学校、志津小学校、老上中学校 「タブレット活用推進リーダー研修会」 12回開催 「校内職員研修会」 98回開催 県内外視察受入回数 全8回</p> <p>◇学校ICT支援員配置費 13,928 千円 ◇タブレットPC リース料・電気代 39,374 千円</p>	○ ○	3-03-③ 3-03-①
<p>学校運営に必要な管理用備品、事務用品等を小学校に適切に提供した結果、良好な教育環境を保つことができました。</p> <p>◆小学校管理運営費 49,177 千円 (小学校13校 児童数 7,567人／5月1日現在)</p>	—	
<p>施設(小学校13校)の適正な維持管理および補修工事を行った結果、教育環境の改善を図ることができました。</p> <p>◆小学校施設維持管理費 260,295 千円 ◆施設維持補修費 13,502 千円 玉川小学校給食リフト修繕他</p> <p>◆施設維持工事費 30,927 千円 草津第二小学校プールサイド補修工事他</p> <p>◆施設管理費 200,152 千円 (光熱水費88,387千円、廃棄物収集運搬業務委託料4,421千円、EV保守点検5,455千円、老上小仮設校舎賃貸70,040千円他)</p> <p>(重) ◆小学校非構造部材改修調査費 15,714 千円 全小学校の体育館および草津小学校校舎棟の非構造部材点検調査を行いました。</p>	—	

10 教育費	科 目 (千 円)	事 業 名	予 算 額 (千 円)	決 算 額 (千 円)	左の財源内訳	執行率
	2 教育振興費 (予算額) 105,884 (決算額) 104,377	小学校教材設備充実費 (教育総務課) (学校政策推進課) [教育]	65,655	65,121	-- 65,121	99.2%
		小学校就学援助費 (学校教育課) [教育]	40,229	39,255	国 1,764 県 59 一 37,432	97.6%
	3 学校建設費 (予算額) 1,720,163 (決算額) 1,695,251	小学校建設事業費 (教育総務課) [教育]	20,938	20,913	-- 20,913	99.9%
		(前年度繰越)	359,626	334,816	国 53,164 越 189,652 債 92,000	93.1%
		小学校建設事業費 (開校準備室) [教育]	1,339,599	1,339,522	国 240,480 線 300,000 債 572,500 一 226,542	100.0%
	3 中学校費	職員費 (職員課)	15,938	15,927	-- 15,927	99.9%
	1 学校管理費 (予算額) 138,836 (決算額) 125,338	中学校管理運営費 (教育総務課) (学校政策推進課) [教育]	28,285	27,549	-- 27,549	97.4%
		中学校施設維持管理費 (教育総務課) [教育]	94,613	81,862	諸 13 一 81,849	86.5%
	2 教育振興費 (予算額) 62,470 (決算額) 60,830	中学校教材設備充実費 (教育総務課) (学校政策推進課) [教育]	43,068	42,779	-- 42,779	99.3%

事業の成果	施策評価に基づく	
	成果達成度	施策番号
教材備品、学校図書等の整備・充実を図った結果、小学校の教育環境の向上を図ることができました。 ◆義務教育教材整備費 ◇教材整備費 ◇図書整備費 ◇特別支援学級教材備品整備費 4校4学級(新設)・1校1学級(増設) ◇コンピュータ機器類リース料・保守料	65,121 千円 24,897 千円 13,085 千円 1,038 千円 26,101 千円	—
児童の就学を援助するため、就学援助費および特別支援教育就学奨励費を支給した結果、教育の円滑な実施に資しました。 ◆児童就学援助費 ◇就学援助費(小学生) ◇就学援助システム使用料 ◆小学校特別支援教育就学奨励費	592人 35,675 千円 33,972 千円 1,703 千円 120人 3,580 千円	—
小学校施設の工事、設計業務等を行った結果、教育環境の改善を図ることができました。 ◆小学校大規模改造費 (拡) ◇大規模改造工事実施設計業務 (重) ◇志津南小学校校舎棟増築工事実施設計業務 人口増加に伴う必要教室増に対応するため、校舎棟(6教室)の増築実施設計を行いました。	8,751 千円 8,640 千円 12,162 千円 11,986 千円	○ 3-02-①
◆小学校大規模改造費 (拡) ◇山田小学校大規模改造工事 特別教室棟の老朽化対策として大規模改造工事を行いました。 (拡) ◇玉川小学校トイレ改修工事 経年劣化したトイレを改修し多目的トイレを設置してバリアフリー化を行いました。 (拡) ◇南笠東小学校エレベーター棟増築工事 エレベーターを設置して学校施設のバリアフリー化を行いました。	334,816 千円 209,405 千円 67,608 千円 57,803 千円	○ 3-02-①
老上小学校区の児童の教育環境の適正化を図るため、小学校敷地の造成工事と基本設計に基づく実施設計を完了しました。その結果、建設工事に着手することができました。 (重) ◆小学校校舎等整備費	1,339,522 千円	○ 3-02-①
職員3人 ◆一般職員費(学校管理費)	15,927 千円	—
学校運営に必要な管理用備品、事務用品等を中学校に適切に提供した結果、良好な教育環境を保つことができました。 ◆中学校管理運営費 (中学校6校 生徒数 3,266人／5月1日現在)	27,549 千円	—
施設(中学校6校)の適正な維持管理および補修工事を行った結果、教育環境の改善を図ることができました。 ◆中学校施設維持管理費 ◇施設維持補修費 中学校消防設備不良箇所修繕他 ◇施設維持工事費 玉川中学校外壁補修工事他 ◇施設管理費 (光熱水費49,088千円、廃棄物収集運搬業務委託料2,003千円、EV保守点検2,352千円他) (重) ◇中学校非構造部材改修調査費 全中学校の体育館および武道場の非構造部材点検調査を行いました。	81,862 千円 5,081 千円 3,752 千円 66,711 千円 6,318 千円	—
教材備品、学校図書等の整備・充実を図った結果、中学校の教育環境の向上を図ることができました。 ◆義務教育教材整備費 ◇教材整備費 ◇中学校吹奏楽器整備費 高徳中学校、松原中学校 ◇図書整備費 ◇特別支援学級教材備品整備費 1校1学級(新設)・1校2学級(増設) ◇コンピュータ機器類リース料・保守料	42,779 千円 15,436 千円 8,386 千円 5,071 千円 364 千円 13,522 千円	—

10 教育費						
科 目 (千 円)	事 業 名	予 算 額 (千 円)	決 算 額 (千 円)	左の財源内訳	執行率	
	中学校就学援助費 (学校教育課) [教育]	19,402	18,052	国 711 県 28 — 17,313	93.0%	
3 学校建設費 (予算額) 387,156 (決算額) 318,373	中学校建設事業費 (教育総務課) [教育] (前年度繰越)	16,200 370,956	16,200 302,173	— 16,200 国 75,162 越 97,511 債 129,500	100.0% 81.5%	
4 幼稚園費 1 幼稚園費 (予算額) 522,415 (決算額) 486,516	職員費 (職員課) 幼稚園運営費 (幼児課) [子ども]	284,369 238,046	277,843 208,673	使 47,323 — 230,520 分 158 使 11,645 詣 22 — 196,848	97.7% 87.7%	
2 教育振興費 (予算額) 91,259 (決算額) 85,127	幼稚園教育振興費 (幼児課) [子ども]	91,259	85,127	国 18,467 — 66,660	93.3%	

事業の成果	施策評価に基づく	
	成果達成度	施策番号
生徒の就学を援助するため、就学援助費および特別支援教育就学奨励費を支給した結果、教育の円滑な実施に資しました。	—	
◆生徒就学援助費 ◇就学援助費(中学生) ◇就学援助システム使用料 ◆中学校特別支援教育就学奨励費	322人 16,882千円 15,983千円 899千円 51人 1,170千円	—
中学校施設の工事、設計業務等を行った結果、教育環境の改善を図ることができました。 (拡) ◆中学校大規模改造費 (拡) ◇新堂中学校大規模改造2期工事実施設計業務 ◇草津中学校エレベータ棟増築工事実施設計業務	16,200千円 9,612千円 6,588千円	○ 3-02-①
◆中学校大規模改造費 (拡) ◇新堂中学校大規模改造1期工事 普通教室棟(一部除く)の老朽化対策として大規模改造工事を行いました。	302,173千円 302,173千円	○ 3-02-①
職員46人 ◆一般職員費(幼稚園費)	277,843千円	—
公立幼稚園の運営や維持管理等を行うことにより、教育環境の向上を図りました。その結果、健全な教育環境を提供できました。 ◆公立幼稚園運営支援費 嘱託園長や臨時教員等を配置しました。 ◆公立幼稚園管理運営費(幼稚園10園 園児数 776人/4月1日現在) 公立幼稚園の施設等の維持・管理を行いました。 ◆幼稚園教育指導研修費 幼稚園教員の専門性と資質の向上を図りました。 ◆幼稚園ステップアップ推進費 各幼稚園が特色を活かした経営の充実を図りました。 ◆特別支援教育推進費 特別支援教育支援員を配置しました。 ◆幼稚園保健推進費 健康診断等の実施により、園児及び職員の健康の保持増進を図りました。 公立幼稚園の保健安全教育を推進する養護教諭を配置しました。 (新) ◆就労支援型預かり保育事業費 子育てと就労の両立を支援し、保育所の待機児童解消に努めました。(モデル園3園)	150,884千円 39,435千円 996千円 1,422千円 6,035千円 6,049千円 3,852千円 —	— ○ 6-02-① — ○ 6-02-① — — — —
家庭、地域社会と連携しながら、園児の体験活動の充実、地域に根ざした幼稚園教育の推進に努めました。 また、幼稚園就園保護者に対して補助することにより、負担の軽減に努めました。その結果、家庭・地域・保育現場の三位一体となった幼稚園教育が実現できました。 ◆幼稚園運営推進費 私立幼稚園運営費補助金 ◆就園奨励給付・私立幼稚園保育料補助金 ◆私立幼稚園分 ◆私立幼稚園保育料補助事業費 4・5歳児 504人 310人	2,940千円 82,187千円 62,540千円 17,961千円	— ○ 6-02-①

10 教育費	科 目 (千 円)	事 業 名	予 算 額 (千 円)	決 算 額 (千 円)	左の財源内訳	執行率
5 社会教育費		職員費 (職員課)	69,529	68,341	県 4,687 一 63,654	98.3%
1 社会教育総務費		社会教育推進費 (生涯学習課) [教育]	3,922	3,195	県 43 一 3,152	81.5%
		文化振興費 (生涯学習課) [教育]	7,802	7,443	使 諸 158 一 26 7,259	95.4%
		青少年教育費 (生涯学習課) [教育]	1,254	1,099	一 1,099	87.6%
		文化施設管理費 (生涯学習課) [教育]	95,084	94,525	国 27,046 使 10,973 諸 113 一 56,393	99.4%

事業の成果	施策評価に基づく 成果達成度	
	成果 達成度	施策番号
職員9人 ◆一般職員費(社会教育総務費)	68,341 千円	一
生涯学習推進にかかる事業を実施しました。その結果、幅広い学習ニーズに対応するため、学習情報の提供や大学等と連携した講座の提供を行うとともに、学習ボランティアの育成を推進することができました。 ◆青少年教育推進費 社会教育促進事業補助金(子ども会指導者連絡協議会ほか1団体870千円) ◆家庭教育推進費 家庭教育学習事業費補助金市立幼稚園・小学校・中学校PTA16団体80千円 社会教育促進事業補助金(草津市PTA連絡協議会29千円) 家庭教育サポート事業 2校 ◆社会教育推進事業費 淡海生涯カレッジ草津校受講者22人負担金90千円 生涯学習ガイドブック「誘・遊・友」発行(1,400部)印刷費303千円 ◆学習ボランティア推進費 ゆうゆうびと講座8講座受講者85人 ゆうゆうびとのつどい1回開催参加者50人 ゆうネットくさつ(学習ボランティア情報誌) 年4回発行 ◆社会教育委員設置費 社会教育委員会議開催 5回 社会教育委員研修 5回 ◆子ども読書活動推進費 第2次草津市子ども読書活動推進計画策定 会議2回	895 千円 254 千円 1,160 千円 ○ 4-01-② 240 千円 ○ 4-01-② 523 千円 一 123 千円 一	
文化芸術の振興と意識の高揚を図り、また、俳句を通して人々の交流を図り、ふるさと草津を意識したまちづくりを推進するための事業を開催しました。その結果、市民に身近に文化芸術に親しむ場の提供をすることができました。 ◆市美術展覧会開催費 出品数 333点 ◆市民文化芸術活動支援事業費 ◇市民文化祭(委託先:草津市21世紀文化芸術推進協議会) 延べ参加者数 1,536人 ◇市民音楽祭(委託先:草津市21世紀文化芸術推進協議会) 延べ参加者数 600人 ◇くさつ市民アート・フェスタ(委託先:草津市21世紀文化芸術推進協議会) 延べ参加者数 1,460人 ◇社会教育促進事業補助金(草津美術協会) 43 千円 ◆俳句のまちづくり事業費 ◇青少年俳句大会 投句数 5,103句 ふるさと草津俳句会(広報紙上句会) 4回 投句数 595句 俳句入門講座(1講座4回連続) 受講者 26人	1,930 千円 ○ 5-01-② 5,166 千円 500 千円 305 千円 250 千円 43 千円 347 千円 ○ 5-01-②	
青少年の健全な育成を図るために、成人のつどいや海外派遣支援を実施しました。その結果、青少年の国際社会への視野および将来を考える機会を提供することができました。 ◆成人式開催費 ◆青年国際交流事業費	参加人数936人 1,050 千円 派遣講師8人 49 千円	一 一
市民の文化の向上と芸術の振興を図るために、各文化施設を指定管理により運営しました。その結果、市民による多様な文化芸術活動を推進し、多くの市民に文化芸術にふれていただく機会を提供することができました。 ◆クレアホール管理運営費 ◇草津クレアホール管理運営委託料 貸館状況(ホールの利用状況 利用日数46日(開館日数73日)) ◇草津クレアホール防音音響整備工事 ◇アミカホール管理運営費 ◇草津アミカホール管理運営委託料 貸館状況(ホールの利用状況 利用日数171日(開館日数305日)) 指定管理者が行った主な自主事業 21事業〔総入場者(参加者)6,651人〕 ◇草津市庁舎等総合管理業務委託料 ◇照明操作卓賃借料 ◆三ツ池計画予定地管理費 ◆草刈等業務 ◆立入り防止柵撤去設置工事	19,729 千円 33,190 千円 39,444 千円 34,277 千円 4,364 千円 803 千円 744 千円 515 千円 229 千円	一 一 ○ 5-01-② 一

10 教育費		科 目 (千 円)	事 業 名	予 算 額 (千 円)	決 算 額 (千 円)	左の財源内訳	執行率
2 社会同和教育費	(予算額) 35,892		社会教育指導員等配置費 （人権センター） [総合]	19,718	19,433	— 19,433	98.6%
	(決算額) 33,579		社会同和教育研究大会等開催費 （人権センター） [総合]	802	784	— 784	97.8%
			社会同和教育推進費 （人権センター） [総合]	7,212	6,355	諸 633 — 5,722	88.1%
			社会同和教育推進費 （学校教育課） [教育]	926	797	— 797	86.1%
			社会教育関係団体活動促進費 （人権センター） [総合]	665	537	— 537	80.8%
			教育文化振興費 （西一会館） [総合]	1,139	1,068	県 50 — 1,018	93.8%

事業の成果	施策評価に基づく	
	成果達成度	施策番号
<p>地域住民の社会教育関係団体等の自主的主体的な活動のための指導・育成や各種相談活動、教育文化の向上および社会福祉の増進を図るため、西一会館に社会教育指導員を配置し、他の隣保館は隣保館アウトソーシング事業により、当該業務を地元NPO法人に委託し、社会教育指導担当を配置しました。また、人権・同和教育全般に関する指導助言や講演活動を行うため、人権センターに同和教育専門員を配置し、その結果、社会同和教育を推進することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆社会教育指導員配置費 16,716 千円 ◇社会教育指導員 1人 (西一会館) 2,544 千円 ◇隣保館アウトソーシング事業(社会教育指導業務) 14,114 千円 ◆同和教育専門員配置費 2,717 千円 同和教育専門員 1人 (人権センター) 	—	
<p>同和問題をはじめとする人権問題の解決と人権意識の高揚のために、関係団体等で実行委員会を組織して、女性のつどいや青年集会を開催し、その結果、市民への啓発を図ることができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆女性集会開催費 364 千円 第33回草津市部落解放女性のつどい 参加者303人 (津軽三味線の演奏や実行委員による発表、合唱) ◆青年集会開催費 420 千円 第31回草津市部落解放青年集会(啓発劇・人権コンサート) 参加者259人 	○	1-01-①
<p>住民主体の人権が尊重されたまちづくりを推進するため、市同和教育推進協議会や学区まちづくり協議会(同和教育推進協議会等)の活動の充実や支援に努めるとともに、地域や家庭での身近な人権問題を考える場として開催する町内学習懇談会の推進者研修や同和問題市民連続講座を開催し、市民の同和問題をはじめとする人権意識の高揚に努めました。その結果、町内会が主催する町内学習懇談会の市民の延べ参加者数は3,637人でした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆同和教育推進協議会活動費 1,437 千円 ◇草津市同和教育推進協議会の運営 950 千円 人権・同和教育を推進する市民組織である草津市同和教育推進協議会の運営にあたりました。 ◆社会同和教育推進者研修事業費 538 千円 ◇町内学習懇談会推進者研修第1第2講座 参加者497人 394 千円 町内学習懇談会の推進者研修講座を開催しました。 ◆同和問題市民講座開設費 講座回数4回 参加者延べ211人 221 千円 ◆社会同和教育啓発費 1,472 千円 ◇学習資料「めざめ」の発行 1,012 千円 町内学習懇談会や人権の学習会の資料として作成し、全戸配布をしました。 ◇「子どもの人権」と「さまざまな人権」の教材作成 197 千円 ◇人権・同和問題学習用DVD購入 263 千円 ◆社会同和教育推進事務費 2,552 千円 ◇人権教育推進員の雇用 2,043 千円 人権教育を推進するための各種事務を進めるため、人権教育推進員を雇用しました。 ◆各種研究会参加費 135 千円 人権センター職員の研修として、全国人権・同和教育研究大会等に参加しました。 	—	
<p>人権・同和教育研究大会等を開催し、市民の人権問題、同和問題の解決を図るために教育上の諸課題について研究の成果を交流した結果、この成果を全市民に広げ、人権・同和教育の一層の充実を図ることができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人権・同和教育研究大会開催費 797 千円 ◇第46回草津市人権・同和教育研究大会 参加者947人 797 千円 	○	1-01-①
<p>社会教育関係団体(各保幼小中PTA等)が自主的に行う人権・同和教育推進事業(講演会、研修会、啓発資料作成)に対して補助金を交付し、人権・同和教育に関する学習活動の支援を行いました。その結果、社会教育関係団体の会員の人権意識の高揚に資することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆社会教育関係団体活動費補助金(40団体 研修会等開催回数 82回) 537 千円 	—	
<p>地域住民の教育文化の向上や福祉の増進を図るため、様々な講座等を開催すると共に、自主活動事業を行いました。その結果、教育文化の向上と同和教育の推進・啓発が図られ、自主的な仲間作りを促すことができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆教育文化振興費 5,673 千円 ◇教育文化振興事業 大人を対象に生花教室や陶物教室等の開催により、教育文化の向上と合わせて同和教育の推進・啓発に努めました。また、子どもを対象に仲間づくりを進めるために書道教室等を開催しました。 	—	

10 教育費		事業名	予算額 (千円)	決算額 (千円)	左の財源内訳	執行率
科 目 (千円)						
		教育文化振興費 (福岡会館) [総合]	2,397	2,084	県 110 — 1,974	86.9%
		教育文化振興費 (新田会館) [総合]	1,569	1,414	県 101 — 1,313	90.1%
		教育文化振興費 (常盤東総合センター) [総合]	1,464	1,107	県 33 — 1,074	75.6%
3 公民館費 (予算額) 2,792 (決算額) 2,215	講座開設費 (まちづくり協働課) [まち]		2,792	2,215	諸 757 — 1,458	79.3%
4 図書館費 (予算額) 210,125 (決算額) 207,256	職員費 (職員課)	77,705	77,520	— 77,520	99.8%	
		81,632	80,011	使 449 県 74 諸 37 — 79,451	98.0%	
	管理運営費 (図書館) [教育]	50,788	49,725	県 307 諸 83 — 49,335	97.9%	

事業の成績					施策評価に基づく 達成度	施策番号
	回数	延人数	金額	アウトソーシング金額		
西一会館	126	2,306	(3,104千円)	(3,104千円)		
橋岡会館	200	3,201	919千円	0千円		
新田会館	140	903	(3,282千円)	(3,282千円)		
常盤東総合センター	134	964	795千円	77千円		
※西一会館・新田会館・隣保館等運営費で予算計上						
◇青少年健全育成事業						
小学生、中学生を対象に自主活動学級や夏期集中学習教室等の開催により、仲間作りや生きる力を高める取り組みを進めると共に、合宿等の共同活動を通じて互いの人権を大切にする子どもの育成に努めました。						
	回数	延人数	金額			
西一会館	175	2,268	1,068千円			
橋岡会館	122	2,248	1,165千円			
新田会館	478	5,144	1,414千円			
常盤東総合センター	186	1,581	312千円			
13市民センター(公民館)において、地域の実情に応じた各種講座を開催した結果、住民の地域参画や地域活動の活発化による地域のまちづくりを推進するとともに、現代課題等の学習の機会を提供することができました。						
◆高齢者教室開設費 (231回、6,956人)			1,343 千円		—	
◆まちづくり講座事業費 (51回、2,351人)			872 千円		—	
職員9人						
◆一般職員費(図書館費)			77,520 千円		—	
広く市民に利用される図書館として的確な図書館資料等の収集や整備を図り、適正な管理運営を行いました。その結果、赤ちゃんからお年寄りまで多くの市民の皆さんに図書館を快適に利用いただくことができました。						
◆図書館施設管理費			12,932 千円		—	
◆図書館運営費			66,876 千円		○	4-01-①
貸出冊数	734,901 冊(うち移動図書館利用11,187冊)					
貸出人數	141,046 人(うち移動図書館利用1,661人)					
新規登録人數	2,341 人					
予約件数	70,612 件					
全資料数	332,369 冊					
資料購入点数	11,352 点					
◆子ども読書活動推進費			203 千円		○	3-01-①
南草津駅前に位置している利便性を生かし幅広い層に利用される図書館として、的確な図書館資料等の収集や整備を図り、適正な管理運営を行いました。その結果、赤ちゃんからお年寄りまで多くの市民の皆さんに図書館を快適に利用いただくことができました。						
◆南草津図書館施設管理費			10,916 千円		—	
◆空調設備修繕等			918 千円			
◆清掃業務委託料			983 千円			
◆フェリエ南草津管理負担金			8,999 千円			
◆南草津図書館運営費			38,809 千円		○	4-01-①
貸出冊数	441,448 冊					
貸出人數	109,563 人					
新規登録人數	1,733 人					
予約件数	52,568 件					
全資料数	167,948 冊					
資料購入点数	9,923 点					

10 教育費	科 目 (千 円)	事 業 名	予 算 額 (千 円)	決 算 額 (千 円)	左の財源内訳	執行率
	5 文化財保護費 (予算額) 181,442 (決算額) 173,491	職員費 (職員課)	94,745	94,587	諸 900 一 93,687	99.8%
		文化財調査費 (文化財保護課) [教育]	7,080	7,079	国 3,500 県 1,750 一 1,829	100.0%
		開発関連遺跡調査費 (文化財保護課) [教育]	32,394	25,439	諸 25,439	78.5%
		史跡草津宿本陣保存整備費 (文化財保護課) [教育]	4,502	4,494	一 4,494	99.8%
		史跡野路小野山遺跡保存整備費 (文化財保護課) [教育]	1,523	1,510	一 1,510	99.1%
		文化財保護推進費 (文化財保護課) [教育]	7,051	6,791	諸 277 一 6,514	96.3%
		史跡草津宿本陣管理運営費 (草津宿街道交流館) [教育]	20,393	20,245	使 3,084 県 44 諸 816 一 16,301	99.3%

事業の成果	施策評価に基づく	
	成果達成度	施策番号
職員10人 ◆一般職員費(文化財保護費)	94,587 千円	—
各種開発の事前に36件の試掘調査及び1件の遺跡範囲確認調査、個人住宅建築等に伴う6件の発掘調査を実施しました。また、史跡草津宿本陣内土蔵2の保存修理工事を進めるために、土蔵2に収蔵された資料(古文書・調度品等)について概要調査を実施しました。その結果、それぞれの遺跡の性格や土蔵2内の収蔵内容を把握することができました。 ◆埋蔵文化財発掘調査費 埋蔵文化財の調査 総調査面積 1,550m ²	7,000 千円	○ 5-02-①
◆未指定文化財調査費 史跡草津宿本陣土蔵2収蔵品調査 調査件数 325点	79 千円	—
開発の事前に事業者と調整を図りながら埋蔵文化財の発掘調査を進めました。その結果、消滅する遺構の実態を恒久的に記録保存しました。 ◆宅地開発等関連遺跡発掘調査費 総調査面積 6,796.4m ²	25,439 千円	○ 5-02-①
(民間開発に伴う発掘調査2件と発掘調査整理業務3件を実施しました。 (発掘調査 : 南東浦遺跡、石塚遺跡) (整理業務 : 中兵庫遺跡、中沢遺跡、中畠遺跡)		
史跡草津宿本陣内土蔵2の保存修理工事に向けて基本設計を行ったほか、関係者との協議を行いました。その結果、土蔵2の保存修理工事に向けての準備を整えることができました。 ◆史跡草津宿本陣整備費 ◇土蔵2保存修理工事基本設計委託 4,494 千円	3,996 千円	○ 5-02-②
◇土蔵2収納品運搬・保管業務委託 418 千円	58 千円	
◇土蔵2保存修理工事協議旅費 13 千円	9 千円	
◇土蔵2保存修理工事現地指導謝金		
◇土蔵2保存修理工事事業消耗品費		
史跡野路小野山製鉄遺跡の指定地等の荒廃を防ぐため除草清掃を行いました。その結果、良好な日常管理が図れました。 ◆史跡野路小野山製鉄遺跡整備費 環境整備業務委託	1,510 千円 1,458 千円	—
所有者が行う文化財保存事業に対し補助金を交付して、適正な保存管理・伝承を図りました。また、歴史資料の公開や活用に努めました。その結果、市民の文化財保護意識の高揚の一助となりました。 ◆文化財保護助成費 文化財保存事業補助金の交付 19件	1,094 千円	○ 5-02-②
◆文化財保護審議会運営費 草津市文化財保護審議会の開催 1回	39 千円	—
◆文化財保護推進費 臨時職員雇用(2人)・発掘調査要員社会保険料ほか 4,459 千円		
◆(仮称)歴史伝統館整備推進費 969 千円		
◇草津市歴史資料コレクション展の開催 観覧者数 1,000人	131 千円	
◇収集歴史資料定温湿倉庫保管業務 保管点数 496点	539 千円	
◇野路岡田遺跡ほか出土木製品保存処理 処理点数 8点	299 千円	
◆文化財普及啓発費 230 千円		
◇草津市文化財年報の刊行 300部	182 千円	
◇草津の古代を掘る2014の開催 参加者数 48人	24 千円	
史跡草津宿本陣の公開管理を適切に行うとともに、夏休みクイズラリーや桃の節句など本陣の建物に季節の彩をえた「本陣四季彩々」事業の取組みを通じて、積極的な文化財の活用を図った結果、第5次総合計画第2期基本計画のベンチマークとして目標に掲げた入館者数を確保することができました。また、草津宿本陣関連施設として、本陣楽座館を開設し、本陣の歴史資料展示や伝統芸能などの定期事業を新たに実施した結果、本陣の魅力発信に努めることができました。 ◆史跡草津宿本陣管理費 ◇施設公開・維持管理費 年間入館者数 19,649人	20,245 千円 18,470 千円	○ 5-02-③
(新) ◇史跡草津宿本陣楽座館開設費 受講者数 768人	1,775 千円	

10 教育費	科 目 (千 円)	事 業 名	予 算 額 (千 円)	決 算 額 (千 円)	左の財源内訳	執行率
		草津宿街道交流館運営費 (草津宿街道交流館) [教育]	13,754	13,346	使 諸 一 1,139 1,203 11,004	97.0%
6 青少年対策費	26,336 (予算額) (決算額) 24,920	青少年対策費 (生涯学習課) [教育]	26,336	24,920	県 一 3,603 21,317	94.6%
6 保健体育費	職員費 (職員課)	63,337	62,718	—	62,718	99.0%
1 保健体育総務費	スポーツ推進費 (スポーツ保健課) [教育]	7,078	6,888	—	6,888	97.3%
	市民スポーツ大会推進費 (スポーツ保健課) [教育]	7,311	7,042	—	7,042	96.3%
	市民スポーツ団体活動支援費 (スポーツ保健課) [教育]	11,212	10,924	—	10,924	97.4%
	学校体育施設開放推進費 (スポーツ保健課) [教育]	5,114	4,539	諸 一 4,539	4,539	88.6%

事業の成績			施策評価に基づく 成果達成度	施策番号
草津宿街道交流館の観覧者に良好な環境を提供するため、施設の維持管理を行いました。また、街道をテーマとした関係資料館と連携した展示や歴史講座、市制60周年記念の歴史シンポジウムなどの事業を実施した結果、草津市の歴史的特性の発信ができたとともに、第5次総合計画第2期基本計画のベンチマークとして目標に掲げた入館者数を確保することができました。	◆草津宿街道交流館運営費 ◆施設維持管理費 歴史シンポジウム(市制60周年記念)等 テーマ展開催費	年間入館者数 講座等受講者数 テーマ展観覧者数	13,346 千円 14,422人 12,445 千円 672人 4,445人 901 千円	○ 5-02-(3)
青少年の非行防止を図るため、相談体制の充実や各種団体との連携、支援を強化しました。その結果、青少年の育成に関する関係機関等の連携や、少年の社会参加に繋げることができました。	◆青少年対策推進費(青少年問題協議会運営費等) ◆少年センター管理運営費 ◆青少年育成活動費(青少年育成推進員配置費、青少年育成市民会議活動費補助)		159 千円 20,459 千円 4,302 千円	- ○ ○ 3-04-(1) 3-04-(2)
職員8人	◆一般職員費(保健体育総務費)		62,718 千円	-
市民のスポーツへの積極的な参加の促進を図るため、各種のスポーツ推進施策を行いました。その結果、生涯スポーツの推進や競技スポーツの水準向上を図ることができました。	◆スポーツ推進審議会運営費 ◆スポーツ推進委員活動推進費(4人×13学区=52人) ◆各種大会出場者激励金 ◇スポーツ選手各種大会出場激励金(申請74件、交付330人) ◇草津市民スポーツ大賞(表彰3人) ◆スポーツ振興計画推進事業費 ◇子どもアスリート育成事業(参加者7人)		53 千円 5,649 千円 986 千円 896 千円 90 千円 200 千円 200 千円	-
市民の体育、スポーツに対する実践意識や関心を高めるため、各種スポーツ大会を開催しました。その結果、子どもから高齢者まで「市民総スポーツ」の輪を広げ、スポーツ人口の増加を図ることができました。	◆市民体育大会開催費補助金(参加者2,567人) ◆県民体育大会等出場支援補助金(派遣者663人) ◆駅伝競走大会開催費補助金(参加者648人) ◆チャレンジスポーツデー開催費補助金(参加者4,798人) ◆各種大会負担金 ◆各種大会補助金 ◇市民スポーツ・レクリエーション祭(参加者913人)		952 千円 1,440 千円 550 千円 2,848 千円 277 千円 975 千円 195 千円	○ ○ 4-02-(1) 4-02-(1)
社会体育、スポーツの普及と推進を図るため、関係団体の育成に努めました。その結果、各関係団体の特色あるスポーツ活動の促進を図ることができました。	◆体育協会事業費補助金 ◇(一社)草津市体育協会事業補助金 ◇(一社)草津市体育協会運営補助金 ◆スポーツ少年団育成費 ◆総合型地域スポーツクラブ補助金(会員数502人) ◆各種スポーツ団体活動支援費		9,114 千円 1,785 千円 7,329 千円 210 千円 1,100 千円 500 千円	-
市民のスポーツ、レクリエーションの身近な活動の場として、小学校および中学校の体育館やグラウンドを開放し、地域スポーツの普及、推進に努めました。その結果、多くの市民が体育館やグラウンドを利用しています、スポーツ活動を行いました。	◆学校体育施設開放推進費 ◇学校体育施設開放推進事業	体育馆 登録団体数 登録者数 利用回数 開放校数	4,539 千円 4,539 千円	○ 4-02-(1)

10 教育費		科 目 (千 円)	事 業 名	予 算 額 (千 円)	決 算 額 (千 円)	左の財源内訳	執行率
		学校体育推進費 (スポーツ保健課) [教育]		4,152	3,869	— 3,869	93.2%
		学校保健推進費 (スポーツ保健課) [教育]		41,041	39,296	— 39,296	95.7%
		学校安全推進費 (スポーツ保健課) [教育]		13,900	13,316	分 績 県 — 4,593 — 903 7,820	95.8%
		学校給食センター特別 会計繰出金 (スポーツ保健課) [教育]		235,443	227,300	— 227,300	96.5%
2 体育施設費 (予算額) (決算額)	121,601 117,651	社会体育施設管理運営 費 (スポーツ保健課) [教育]		115,434	111,484	使 諸 諸 — 351 — 12,915 98,218	96.6%
		(前年度繰越) 社会体育施設整備事業 費 (スポーツ保健課) [教育]		6,167	6,167	越 6,167	100%

事業の成果	施策評価に基づく	
	成果達成度	施策番号
小学校および中学校における体育指導の推進を図りました。その結果、児童・生徒の健全な心身の醸成を図ることができました。		
◆中学校体育推進費 ◇中学校体育部活動選手派遣補助 ◆小学校体育推進費 ◇ジュニアスポーツフェスティバルKUSATSU(参加児童1,210人)	2,336 千円 708 千円 1,533 千円 1,433 千円	—
児童・生徒および教職員の健康の保持増進を図り、学校における保健管理に努めました。その結果、疾病の早期発見や生活習慣の改善、学校環境の向上を図ることができました。		
◆校医等配置費 内科医 41人 歯科医 40人 専門医 14人 薬剤師 18人	16,067 千円	—
◆児童・生徒等健康診断費 (児童・生徒の受診者:心電図3,712人、検尿11,003人、ぎょう虫3,810人) (教職員の受診者:健康診断615人、胃検診190人)	12,496 千円	—
◆就学時健康診断費(受診者1,329人) ◆学校・幼稚園環境衛生管理費 ◆学校保健推進事務費 (括) ◇中学校スクールランチ運営費 ◆学校保健推進義務教諭配置費	1,272 千円 1,560 千円 5,352 千円 3,575 千円 2,549 千円	—
小学校および中学校における安全な環境を整えるとともに、学校管理下における負傷等に対する医療費等を給付しました。その結果、安全で安心な教育環境の整備を行うことができました。		
◆日本スポーツ振興センター負担金(医療費等給付1,670件) ◆通学路対策費(防犯ブザー配布数1,490個) ◆地域ぐるみの学校安全推進費(講座等参加者3,347人) ◆児童・生徒安全対策費 ◆学校災害賠償補償保険料	10,136 千円 1,243 千円 598 千円 867 千円 472 千円	— ○ 3-03-②
学校給食センター特別会計へ繰り出しました。その結果、安定した学校給食の運営を行うことができました。		
◆学校給食センター特別会計繰出金	227,300 千円	—
社会体育施設の管理運営を合同会社草津市スポーツ振興事業体に委託し、適正な運営に努めるとともに、施設設備の改善を図りました。その結果、安全で安心な施設管理を行うことができました。		
◆社会体育施設管理運営費 ◇草津市ふれあいグラウンド改修工事 ◇社会体育施設指定管理料 ◇社会体育施設の土地借上料(野村グラウンドの借地等) ◇三ツ池運動公園の維持管理費 ◇健康広場の維持管理費 (社会体育施設の利用実績) 利用者 総合体育馆 108,011 人 市民体育馆 58,724 人 ふれあい体育馆 18,433 人 野村グラウンド 115,258 人 野村テニスコート 20,776 人 志津運動公園 27,293 人 ふれあい運動場 29,313 人 (工事のため1月から3月まで閉鎖) 武道館 40,097 人 三ツ池運動公園 16,333 人 計 434,238 人	111,484 千円 24,343 千円 78,978 千円 6,346 千円 470 千円 408 千円	○ 4-02-②
(仮称)野村スポーツゾーン整備基本計画の検討を行いました。その結果、地域住民や利用者ニーズの把握を行い、基本計画の取りまとめができました。		
◆社会体育施設整備事業費 ◇(仮称)野村スポーツゾーン整備基本計画策定業務	6,167 千円 6,167 千円	—

1 教育費	事業名	予算額 (千円)	決算額 (千円)	左の財源内訳	執行率
科 目 (千円)					
1 保健体育費 1 学校給食センター運営費 (予算額) 579,407 (決算額) 567,814	職員費 (職員課) 管理運営費 (学校給食センター) [教育]	18,616 560,791	18,612 549,202	一 18,612 越 68 諸 340,489 一 208,645	100.0% 97.9%

事業の成果					施策評価に基づく 達成度	施策番号
職員2人	◆一般職員費(学校給食センター運営費)		18,612 千円	—		
徹底した衛生管理を行った結果、安全・安心かつ栄養のバランスのよい学校給食を提供することができました。	給食実施状況	市立13小学校 完全給食 187回				
◆学校給食材料購入費 約8,140人×3,800円/月×11ヶ月			340,382 千円	—		
◆給食センター管理運営費			208,820 千円	○	3-03-②	
運営機構						
運営懇談会	1回 開催					
給食主任会議	3回 開催					
献立作成懇談会	11回 開催					
物資選定懇談会	11回 開催					
食に関する指導(児童・学校対象)						
市内小学校の1・2・3年の各学級に、学校給食センターから栄養職員3名が出向し、指導を行いました。						
学期	学年	内容	学級数	延べ児童数		
1学期	2年生	骨をじょうぶにする食べ物	43	1,300		
2学期	3年生	食べ物の働きを知ろう	40	1,186		
3学期	1年生	正しいおはしの持ち方を知ろう	41	1,252		
その他要請等のあった学校・学年での食に関する指導			43	803		
食に関する指導(保護者、各種団体対象)						
給食試食会	14回	155人				
学校保健委員会	3回	85人				
アレルギー対応	12回	12人				
食に関する指導資料配付						
11回(給食だより) 延べ66,000人(保護者)						
◆光熱水費			58,802 千円			
電気代	20,026 千円					
ガス代	25,766 千円					
水道代	13,010 千円					
◆委託料			110,927 千円			
調理等委託、機械器具管理業務委託等						